

小平市文化スポーツ推進計画の意見等に対する対応状況

1 把握漏れ意見の概要

実施期間	令和4年11月21日（月）～令和4年12月20日（火）	
意見応募者数	7人 市内在住6人 市内在勤1人	
提出の方法	持参	—
	送付	—
	ファックス	—
	メール	—
	市ホームページ	7人

2 把握漏れ意見に対する対応状況

反映済み	0件
反映する	0件
反映しない	0件
参考意見	7件
その他	0件

3 把握漏れ意見に対する市の考え方

番号	該当箇所	意見等	市の考え方	対応
1	第3編 スポーツ 第2章 施策と取組 施策1 ライフステージに合わせたスポーツ機会の充実	もうスポーツは振興しなくてよいです。 理由は、コロナ禍以降、スポーツをすることが必ずしも健康増進につながらなくなったからです。これから後遺症患者も増えます。 スポーツ振興をやめて、ウォーキングの推奨程度にするべきだと思います。 野球やサッカーをやりたいという人は、自腹でやってほしいです。税金が節約できますから、それを保健行政に回してほしいです。 例えば保健師や公認心理師を雇う、医学研究（患者・障害者が、自分の病気について研究する当事者研究）を振興してほしいです。	本計画で推進していくスポーツには、激しいスポーツのみではなく、ニュースポーツやウォーキング等の軽いスポーツも含まれています。年齢、性別、障がいの有無や国籍に関わらず、誰もが気軽にスポーツを楽しみ、健康増進につながる機会の充実に努めて参ります。	参考意見
2	第3編 スポーツ 第2章 施策と取組 施策9 多様な主体との連携・協働 施策11 スポーツを通じた多様な人々の交流	息子は重度の身体障害があり、なかなか身近な場所でスポーツをすることができません。 「施策9」と「施策11」を拝見し、障がい児者がスポーツをする機会の拡大と共生社会の実現に向けて、小平市が動いていることが分かり、嬉しく感じています。 施策がより具体的な形で実施されることを期待しています。	年齢、性別、障がいの有無や国籍に関わらず、誰もが気軽にスポーツを楽しめるよう、施策に係る具体的な取組に則り、今後取り組んでまいります。	参考意見
3	第3編 スポーツ 第2章 施策と取組 施策6	素案 p49 に「市営グラウンドの計画的な整備 市営グラウンドの人工芝化等、市民が利用しやすい環境について検討します」とあります。しかし最近の一般社団法人ピリカの調査によって、川や港に浮かぶマイクロプラスチック	市営グラウンドの整備手法につきましては、利用者等の声を聞きながら、市	参考意見

<p>身近にスポーツを楽しめる環境の整備</p>	<p>で発生源がわかったもののうち最多の約2割が人工芝であることがわかっています。屋外にあって風雨にさらされるプラスチックは劣化、破損して川や海に流出する可能性が高いわけです。マイクロプラスチックが魚や鳥等の生存を脅かし、食物循環を通して人間の体内でも発見されていることは周知の事実です。最新の科学的知見に基づくならば、マイクロプラスチックの最大の発生源の一つである人工芝は真っ先に忌避すべきものです。</p> <p>第3回検討委員会議事録で委員の一人が人工芝に対する懸念を表明したのに対し、事務局は「人工芝については自然素材チップなど情報収集をして進めていきたい」と答えています。人工芝の間に埋められるチップだけではなく、人工芝そのものが、場所によっては海岸を緑に染めるほど流出しているのであり、芝自体を天然にしなければ意味がありません。つまり天然芝です。なぜ天然芝ではダメなのでしょう？</p> <p>天然芝は手入れが大変といった意見も聞きますが、人工芝は運動する人がプラスチックを吸い込む、夏に高熱になる、摩擦で怪我をするといったデメリットがあり、10年程で張り替える必要があるためコストも高くなります。人工芝が流出しないようグラウンドを囲む装置も開発されているようですが、それを導入するならさらに建設費が嵩みます。人工芝と天然芝とどちらが高くつくのか、きちんとコストを検証してから議論すべきではないでしょうか。</p> <p>サッカーに携わっている市民の皆さんからは他市のように人工芝のグラウンドを作ってほしいという要望が寄せられているようですが、それはマイクロプラスチックの原因になることがわかる前だからではないでしょうか？ 未来の世代のためにも何よりも環境に配慮すべき行政としては、科学的知見を踏まえて人工芝ではなく、必要なら天然芝の導入こそ検討すべきと考えます。</p>	<p>民が利用しやすい環境になるよう検討していくこととしております。</p> <p>いただいたご意見については、本計画の施策6「身近にスポーツを楽しめる環境の整備」に関わる具体的な取組「市営グラウンドの計画的な整備」への参考とさせていただきます。</p>
--------------------------	--	---

4	第3編 スポーツ 第2章 施策と取組 施策6 身近にスポーツを楽しめる環境の整備	第3回の議論で、事務局より「人工芝については自然素材チップなど情報収集をして進めていきたい」との発言がありますが、今、世界的にプラスチックの海への流出問題を止めようという動きがあり、実際に海への浮遊プラスチックは人工芝が多いという調査結果もあり、安易に人工芝を利用することに、私たちは疑念の意を表します。どうしても芝が必要な場所には、天然芝を利用すべきであり、人工芝のこれ以上の流出はやめるべきだと思います。	番号3と同じ	参考意見
5	第3編 スポーツ 第2章 施策と取組 施策6 身近にスポーツを楽しめる環境の整備	公園に人工芝を植えることを検討しているそうですが、マイクロプラスチックの中でも、多くをしめているということです。また、生の草（雑草でも芝生でも）であれば、植物が常に水を蒸発させ、気化熱を奪い、暑い夏場など人工芝より温度を下げる効果があります。土壌生物に対する影響も考えられません。人工芝にすることに大きく反対いたします。芝生は手間がかかるかもしれないので、単なる雑草でも緑の絨毯のようになり、人工芝より見た目も良いと思います。	番号3と同じ	参考意見
6	第3編 スポーツ 第2章 施策と取組 施策6 身近にスポーツを楽しめる環境の整備	以下の理由により人工芝化に反対します。 1) マイクロプラスチックが大きな環境課題となっているこの時に人工芝を選択すべきではない。(人工芝の材料はポリプロピレン、ポリエチレン、合成ゴム等のプラスチックであり、それらが大量に使われます) 2) 現状のグラウンドは中央公園や周囲の自然環境とマッチしている。グラウンドも周囲の景観や環境に即した天然芝が好ましい。(人工的な光景の人工芝は似合わない) 3) 人工芝は表面温度が非常に高くなると言われています(人工芝は 60～65℃ 天然芝は 40℃以上にはならない)。熱中症の危険性を高めるものとなります。 4) 人工芝は温度管理が必要となる。夏場の利用時間中にはスプリンクラー	番号3と同じ	参考意見

		<p>などが必須となるが、それを出来るのか？</p> <p>5) 人工芝は剥離、破損などにはプロの手入れ（材料入手など）が必要であり、簡単に修復することは出来ない。一方天然芝は素人が修復でき、実際に自然修復も期待できる。</p> <p>6) 人工芝はスポーツドリンクをこぼしたりしてはいけない事となっている。これは利用者にとってはとても納得できるものではない。</p>		
7	<p>第2編 文化芸術</p> <p>第2章 施策と取組</p> <p>施策3</p> <p>施策5</p> <p>施策6</p> <p>施策7</p> <p>施策10</p> <p>多様性への理解と多文化共生社会づくり</p> <p>第3編 スポーツ</p> <p>第2章 施策と取組</p> <p>施策6</p> <p>身近にスポーツを楽しめる環境の整備</p>	<p>施策3 SNSの効果的利用のため、市で一つのアカウントでなく、いくつかの担当課で独自のアカウントを作成してはどうか。</p> <p>施策5 市民文化会館の改修にあたっては、バリアフリー化を進めてほしい。階段が多く、高齢者が控室に行くのに大変な思いをしていた。</p> <p>施策6 玉川上水や用水路についての情報発信コーナー、資料室などを近くに作ってほしい。用水路は多様な水生生物が生息できる環境として保全してほしい（特に小川用水上流）。</p> <p>玉川上水、用水路のみどりの多様性を守り、他の生きものと共存できる環境を残してほしい。</p> <p>施策7 部活動地域移行など地域との連携にあたっては、子どもの人権が守られるよう気をつけてほしい。</p> <p>施策10 多文化共生の推進は、調査にとどまらず、庁内外で連携し、環境の整備を積極的に進めてほしい。そのような環境の整備を市が進めていること自体が共に尊重し合いながら協働していく態度を育てると思う。</p> <p>スポーツの施策6 市営グラウンドの人工芝化等を進めないでほしい。マイクロプラスチックが環境的にも健康にとっても問題になっており、また、グラウンドの利用範囲を狭めることにもなる。</p> <p>東部にも体育館が必要ではないか。</p>	<p>いただいたご意見については、本計画の各施策に関わる具体的な取組への参考とさせていただきます。</p>	<p>参考意見</p>

国史跡鈴木遺跡保存活用計画の意見等に対する対応状況

1 把握漏れ意見の概要

実施期間	令和4年8月26日（月）～令和4年9月25日（日）	
提出件数	5件（5人 市内在住 5人）	
提出の方法	持参	—
	送付	—
	ファクシミリ	—
	メール	—
	市ホームページ	5件

2 把握漏れ意見に対する対応状況

反映済み	0件
反映する	—
反映しない	—
参考意見	5件
その他	0件

3 把握漏れ意見に対する市の考え方

No	該当箇所	ご意見	市の考え方	対応
1	第9章 整備	<p>素案 69 ページの図 25 整備イメージ図に記載のトイレ位置の再考をお願いします。</p> <p>私の自宅は用地の南側に隣接しており、現在の計画ですとトイレが至近距離となり、臭いをはじめとした公衆衛生面および公衆トイレが自宅に近いことでの精神的な不安が拭えません。例えば、北側の水飲み場付近へトイレ移設することで、西側は公園、北側は学校付近につき、用地に隣接する居住者への精神的負担は軽減される可能性もあります。もしくは、公園中央付近にトイレ移設することで、公園内どこからでもアプローチし易く、トイレの利便性が上がることが期待されます。下水管整備なども必要になることもあろうかと思いますが、現在のトイレ位置の必然性が不透明につき、ご再考のほど、よろしく申し上げます。なお、トイレ位置が計画通りとなる場合には、大変お手数ですが、計画通りとなった経緯と理由をご教示頂くことも希望します。</p>	<p>今後策定予定の整備計画においてより具体的な整備の形を定めてまいります。</p>	参考 意見
2	第9章 整備	<p>保存管理等用地の南側に住んでおります。</p> <p>意見を下に記載します。</p> <p>(1) スピード感が全く感じられない</p> <p>こちらに引っ越す前から整備等の計画があるのは知っていましたが、全く話が進展しないことに驚愕です。関係者の中に熱意を持って取り組んでいる人が全くいないのでしょうか？もっとスピード感を持って計画、整備に取り組んでいただきたい。</p> <p>(2) PFI PPPを用いての人材、資金の調達</p> <p>事業を効率良くスピード感を持って推進するために民間企業の人材、資金、ノウハウを用いてみたらいかがでしょうか？計</p>	<p>鈴木遺跡の適切な保存と活用を図るために、基本的に保存管理等用地、保存区やコゲラの森を中心に指定地の整備を行います。</p> <p>整備は、史跡の本質的価値を維持するための「保存のための整備」と、見学者が本質的価値を理解しやすくする「活用のための整備」に分けられます。</p> <p>本計画第11章第1節(77ページ)で示していますように、各施策の方向性や、方法について段階的に進めていくための実施計画を策定してまいります。</p> <p>本計画第8章第2節3項(3)(66ページ)で示していま</p>	参考 意見

		<p>画立案、調査、整備、運営維持管理を民間で行う事で、トータルで掛かる費用の圧縮、継続的な運営管理が可能となると思われます。</p> <p>(3) デジタル技術活用</p> <p>ARによる整備地区内での当時の様子の再現、当時の人間の生活様式や行動をタブレットを通して見る事で、学びの一環として面白いのではないかと思います。</p> <p>素晴らしい整備、期待しています。</p>	<p>すように、AR・VRといったデジタル技術の利用を検討してまいります。</p>	
3	その他	<p>国史跡鈴木遺跡保存活用計画の主旨に賛同します。</p> <p>一方、国史跡指定範囲を増やす等、点として鈴木遺跡にだけ着目するのではなく、市長が言われるように知名度を上げるため、より面での展開を意識した取組みにするのはいかがでしょうか。</p> <p>(1) ジオパークの取組みが参考に</p> <p>TV番組のプラタモリで紹介されているように、多くの地域がジオパークとしての地域の魅力発信を行っています。鈴木遺跡も、新小金井街道から鈴木小学校を見た時の崖の高低差（崖地）からの湧水としてあった石神井川の源流とその変遷が鈴木遺跡の人の営みの栄枯盛衰に大きく関係しています。ジオパークでは、その地域における</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地質 ・生物多様性 ・人の関わり <p>の3点セットで地域の魅力を語り、その魅力を発信する組織を住民が支持することで、地域活性化を図っています。小平市に住む人たちが、鈴木遺跡の価値を地球的史観で認識できるよう</p>	<p>現在は、市ホームページによる情報の発信や遺跡ウォーク等のイベントの開催を行い鈴木遺跡の価値や魅力を知っていただき理解を深めていただけるように努めておりますが、今後は大綱に定めましたように「市民とともに守り育む」というコンセプトのもと、市民の方々や鈴木遺跡に興味を持ってくださる方々とともに鈴木遺跡の保存・活用を図り、市を代表する文化財として親しみと誇りがもてる史跡となるように努めてまいります。</p>	参考意見

		<p>発信内容を整理し、小中学校や地域イベントで丹念に発信することを企画してはいかがでしょうか。12層に及ぶ石器の変遷、水源が移動してしまったことによる移住（鈴木遺跡から人がいなくなった）など興味深い話が語れると思います。</p> <p>（2）アクセスの改善</p> <p>国分寺駅からは立川バスで鈴木遺跡資料館に行けますが、小平駅、花小金井駅、一橋学園駅など小平市民の利用が多い駅からはアクセスが困難です。小平市には、平櫛田中彫刻美術館、ガスマuseumなど他市に誇れる観光スポットがあるのですが、いずれも不便です。鈴木遺跡資料館も含め、これらのスポットを巡るバスを主要駅から走らせるのはいかがでしょうか。</p> <p>（3）石神井川流域での姉妹遺構提携</p> <p>鈴木遺跡を石神井川の最上流部として、下流では江戸時代に観光地として栄えた豊島区の滝野川や渋沢栄一で有名な飛鳥山、旧石器時代は石神井川下流だったかもしれない台東区谷中のへび道などを姉妹遺構提携して、一緒にアピールするのも面白いと思います。</p>		
4	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・現地の解説や周知方法について <p>プレハブは遺物も遺構も疎で、どうやってもわかりづらい。見る人の楽しさや興味に訴えかける仕掛けが必要ではないか。どのように鈴木遺跡を表現するかの発想を議論いただけたら良い様に思う。集落と書いたから、集落と言うのだ、とかいうのはチラシの裏で終わらせてもらったら良いと思う。往時の風を現場で感じ興味喚起、更に知識に深化させるウェブや展示館、というような多層構造の展示を想定し、それぞれのレベルでどのような展示ができるのかをリストアップしていくのがよいのではないか。現地のARやVRは、動物や植物なども表現できると</p>	番号3と同じ	

	<p>より親しみやすいのではないか。自分視点のARと、空中視点のVRなどを併せれば、より、当地の理解が深まるのではないか。ナウマン象が新小金井街道を歩いていたたり、あるいは、猟から戻る人の姿などの表現も、今と違う過去が見えて楽しいのではないか。不明であったり、諸説あることは、まだわからない点として伝え、表現としてはある時期を大胆に切り取って考察した結果を見せて欲しい。一部だけでも深掘り発掘を行い、その断面を保存し見られるようにしてはどうか。3万年がどれだけの深さなのか、そして、遺構・遺物がどのように埋まっているのかの理解につながる。解説版なども、発掘された範囲を示されるより、想像したイラスト等の方がより理解しやすい。根拠となる説や遺物・遺構については、ウェブや書物、展示館等でくわしく解説できるのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺物について 細石器、ナイフ型石器、石斧などが実際に利用されているビデオなどがあると良い。石器の分類名よりも、用途を示していただいた方が一般の人にはわかりやすい用に思う。 ・地域での活用 農林中金跡地で小平旧石器祭りを開き、黒曜石の原産地の自治体や、周辺のプレの遺跡を持っている自治体にも出展してもらったりしてはどうか（交易をイメージ） ・公園化について 駐車場はあってほしい。 ・研究について 小平が旧石器研究の拠点となりうるよう、書籍の収集をおこなってはどうか。ンポジウムや学会を誘致してはどうか。 ・展示施設について 		
--	---	--	--

		<p>整理作業がみられるような展示は楽しい。今の資料館の解説員？の方の熱い解説が生かせるような良い展示施設になって欲しい。研究者を招いた一般向け講演会などをおこなわれてはどうか。</p>		
5	その他	<p>(1) 資料館の運営体制：現在は、水曜日、土曜日等限られているが、全日制オープンとし、ボランティアの活用による説明や周囲のコース巡りを行う。</p> <p>(2) 近隣の3駅からの足の確保として市バスの活用拡大を図り、利便性を向上する。</p> <p>(3) 小、中、高の社会学習を満遍なく行い発表成果につき市長賞を設けて奨励する。</p> <p>(4) 財政面はクラウドファンディングを活用して諸策の実現を早める。</p>	番号3と同じ	

第4次小平市子ども読書活動推進計画の意見等に対する対応状況

1 把握漏れ意見の概要

期間	令和元年11月22日（金）～12月23日（月）	
意見応募者数	1人（意見の件数1件）	
提出の方法	持参	—
	送付	—
	ファックス	—
	メール	—
	市ホームページ	1人

2 把握漏れ意見に対する対応状況

反映済み	0件
反映する	0件
反映しない	0件
参考意見	1件
その他	0件

3 把握漏れ意見に対する市の考え方

番号	意見等	市の考え方	対応
1	<p>＜特別な支援を必要とする子どもへの支援について＞</p> <p>小学生の子どもがディスレクシアです。学校では、教科書はマルチメディアデイジー教科書を使っていますが、図書の授業では読める本がありませんでした。</p> <p>そこで、図書館で借りたマルチメディアデイジー図書を、デイジー教科書と同じように iPad に入れて持っていくことを検討しましたが、CD での貸出のため iPad にデータを移すことができませんでした。また、タブレット機器にダウンロードした状態での貸出をご検討いただきましたが、図書館にあるタブレット機器が、古くて画面も小さく、デイジー図書には不向きでした。</p> <p>日本障害者リハビリテーション協会に相談しましたら、来年開始予定のデイジー文庫のモニターをできることになり、早速、教科書と同様に iPad にダウンロードして図書の授業に持って行ったところ、帰宅した子の第一声が「図書の時間が蘇ったよ！」でした。</p> <p>ディスレクシアの子には ICT で解決できる問題が多いと感じます。視覚障害とディスレクシアでは、求めている支援や活用できるものに共通点もありますが違いも多く、ぜひ当事者の声を聞いていただければと思います。</p> <p>デイジー文庫については、提供が開始されればデータは無償で入手できますが、再生するための機器は、現状では個人で用意しなくてはなりません。また、図書館でマルチメディアデイジー図書を借りて自宅で利用する際にも機器は用意しなくてはなりません。ぜひ一般の本と同じように「すぐ読める」状態（機器と一緒に）での提供をお願いしたいです。</p> <p>図書館は、幼い頃は絵本の読み聞かせが好きで大好きな場所です</p>	<p>P16「(13) 特別な支援を必要とする子どもへの支援」にあるように、ディスレクシアの子どもに向けた読書支援に努めてまいります。</p> <p>デイジー図書の貸出の際には、デイジー図書音声再生専用機の貸出も行っていますが、今後 ICT を活用した資料の提供も研究してまいります。</p>	参考意見

<p>た。今は読みたくても読めない本ばかりでイライラすると言いますが、家ではオーディオブックで時間があれば読書を楽しんでいます。図書館が、字が読めない子どもにも本の楽しさを与えてくれる場であることを期待します。</p> <p>最後に、学校での読書週間などでの取り組みでは、読むことが困難な子ども辛い思いをせず参加できるような配慮をお願いしたいです。</p>		
--	--	--

小平市まちの環境美化条例の意見等に対する対応状況

1 把握漏れ意見の概要

期 間	令和3年11月22日（月）～令和3年12月21日（火）	
意見応募者数	8人 （市内在住8人） （30歳代1人、40歳代2人、60歳代3人、不明2人）	
提出の方法	持参	—
	送付	—
	ファクシミリ	—
	メール	—
	市ホームページ	8人

2 把握漏れ意見に対する対応状況

反映済み	0件
反映する	0件
反映しない	2件
参考意見	6件
その他	0件
合計	8件

3 把握漏れ意見に対する市の考え方

番号	ご意見	市の考え方	対応
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の制定に大賛成です。 ・ 現在、個人でゴミ拾いの活動をしており、特にタバコの吸い殻が多く、子どもや犬にとって、とても危険だと感じています。 ・ 条例案の中に罰金についての言及がありましたが、やむを得ないと思いますし、罰金の額をもう少し上げてほしいかと思いました。 ・ また、それとは別に、行政主導でゴミ拾いのイベントを、働いている人間も参加しやすい土曜・日曜にもう少し多く企画していただけると、市民の意識が上がると思います。 ・ 自然豊かな小平市を美しく保っていきたいという気持ちがあるので、何か私にできることがあれば仰ってください。 	<p>たばこの吸い殻等のポイ捨てについては、近年、より目立つ状況になってきていることから、まちを汚さない、きれいにしていく意識とマナーのさらなる向上を図ることへの実効性を高めるため、条例の中で禁止事項に定めております。</p> <p>過料の額については、地方自治法にて5万円以下と定められております。</p> <p>休日での環境美化イベントの開催については、市では令和4年10月に、FC東京のご協力のもと「みんなでまちをきれいにする 青赤クリーンウォーク」を開催いたしました。今後も、市が主催するイベントだけでなく、地域の様々な団体やグループ、個人の方々が行っている地域の清掃活動やイベント等との連携も含め、環境美化を自分事として捉えていただき、具体的な行動の実践・参画のきっかけとなるよう、推進してまいります。</p>	参考意見
2	<p>町の景観を最も損ねているのが、政治家のポスター。そこら中の壁にベタベタ貼ってあり、見たくもない顔を見させられる上に、破れているものや変色しているものも多くあるため、その周辺が「廃れた雰囲気」になってしまう。</p> <p>「目立たないように貼る」「破れたり変色しているものは撤去する」など何らかの規制をかけてほしいが、少なくとも、所有者の許可なく貼っている場所については、明らかに町の景観を損ねるという意味で、その政治団体に罰金を徴収し、撤去を指示するなどしてほしい。</p>	<p>本条例は、ごみのポイ捨てやペットのフンの放置を防止し、まちを汚さない、きれいにしていく意識とマナーのさらなる向上を図ることを目的としており、政治家のポスター等の掲示物の貼付方法や撤去については本条例の対象に含めておりませんが、まちを汚さない、きれいにしていく意識やマナーのさらなる向上を図ることで、まちの環境美化の推進を図ってまいります。</p>	反映しない
3	<p>小平市内には東京都が管理する多摩自転車道や石神井川などがあるので、連携していただきたい。</p> <p>2 条例の内容 について</p> <p>(6) ①環境美化推進重点地区の指定②指導員の設置は具体的にどのように運用するのかわからない。</p> <p>(7) 勧告、命令、過料という段階を設ける考え方は理解で</p>	<p>市内の環境美化の推進のため、東京都をはじめ、公共施設の管理者等との連携を図ってまいります。</p> <p>2 条例の内容 について、(6) ①環境美化推進重点地区の指定については、地域ごとの状況などを踏まえ、ごみのポイ捨てやフンの放置の防止対策を重点的に取り組む必要が</p>	参考意見

<p>きるが、制度の実効性が担保できるだろうか。例えば、環境美化推進重点地区では、命令から始めるとか、より厳しく運用することはできないか。</p> <p>(8) ①ごみゼロデー②みんなでまちをきれいにする週間で実施する内容を具体的に提示していただきたい。ごみゼロデーは年に一回ではなく、月に一回程度でないとう効果を期待できないのではないか。</p> <p>形だけでなく、実効性のある条例を期待する。</p>	<p>あると判断される地区について指定することとしており、現在、人通りの多い市内6駅（花小金井駅・小平駅・一橋学園駅・新小平駅・鷹の台駅・小川駅）の周辺地域を指定しております。</p> <p>また、②環境美化指導員については、民間団体に業務委託を行い、環境美化推進重点地区を日ごとに1地区ずつ、2人1組でパトロールし、ポイ捨て等の違反行為者への口頭指導、喫煙所以外で喫煙している方への喫煙所利用の働きかけや、重点地区およびその周辺のごみの清掃等を行っております。</p> <p>(7) 勧告、命令及び過料について、本条例は、ごみのポイ捨てやフンの放置をする方が、指導等の働きかけにより行為の解消や原状回復をしていただくことが望ましいとの考えのもと、過料に至るまでの指導・勧告・命令を前置しておりますが、繰り返し違反行為が確認されている方などに対しては、必要に応じて迅速に指導・勧告・命令が行えるよう、環境美化指導員と市職員が連携してパトロールを行うなど、適切な運用に努めてまいります。</p> <p>(8) ①ごみゼロデー及び②みんなでまちをきれいにする週間は、地域が一体となって環境美化活動を推進するための期間として設定するもので、実施内容は参加される個人や団体の顔ぶれにより異なってくるものと考えます。</p> <p>また、ごみゼロデーについては、「ごみゼロ」の語呂を合わせて、毎年5月30日以降の最初の日曜日に設定しているため、年1回となります。</p> <p>なお、市は従前より、年間を通じて、地域住民や自治会等による地域の環境美化活動に対し、ごみ袋や集まったごみを無料で収集するためのシールの配付などの支援を行っており、今後も継続してまいります。</p>	
---	--	--

4	<p>公園での喫煙を禁止していただきたい。 特に上水公園にて、〇〇の職員が喫煙所代わりにしています。</p> <p>灰は灰皿に入れず、その場で捨てている方が殆どです。 たまに、吸殻も落ちています。</p> <p>【※特定の事業所名は伏せています（小平市追記）】</p>	<p>本条例の目的は、環境美化の推進であることから、特定の区域や場所等における喫煙の規制については、本条例の内容に含めておりません。</p> <p>市では引き続き、環境美化マナーアップキャンペーン等の機会を通じて、たばこの吸い殻のポイ捨て防止や、灰の適切な処理など、喫煙マナーの向上に係る周知啓発に努めてまいります。</p>	反映しない
5	<p>ペットの糞尿についてです。後始末に関しては、糞のみならず、尿も放置されている様子が気になります。他区域では、電柱が倒れた事例もあります。教室や講座を開催しても、そのような飼い主の啓蒙は難しいでしょうから、条例で、責任を厳しく取り締まってはいかがでしょうか？</p> <p>日本は、ペットを飼う責任に、甘すぎると思います。</p>	<p>ペットの尿については、ご指摘のとおり、臭いに関する問題や、器物の劣化や損傷につながる恐れなどがあることから、市ではこれまでも、犬のしつけ方教室などの機会を通じて、ペットの飼い主に対し、散歩の際のマナーに係る周知啓発に努めております。</p> <p>また、尿に関してはフンとは異なり片付けや除去が困難なことを踏まえ、禁止事項ではなく、市民等の責務の中に散歩の際のふん尿処理の用具の携帯について規定しております。</p>	参考意見
6	<p>ペットボトルについては、多摩湖自転車道沿いを歩いた時に、放置されたままのものを見る事がある。紫外線や力学的な衝撃で砕け、マイクロプラスチック化する事が一番最悪である。汚れたままではリサイクルに回せず焼却処分になると、CO2の排出を招き、地球温暖化防止に反する。市はPR資料を作成する等、啓蒙活動を行なって欲しい。</p>	<p>市では、ペットボトルのポイ捨て防止や、リサイクルによる適正な処理を推進するため、協定に基づき市内のセブンイレブン店舗へのペットボトル自動回収機の設置や、小売店の店頭回収の利用の推進、自治会等のグループによる集団回収への補助金の交付等を行っております。</p> <p>引き続き、「資源とごみの出し方」やごみ分別アプリでの案内、出前講座等の機会を通じて、ポイ捨てされることなくペットボトルがリサイクルされるよう、周知啓発に努めてまいります。</p>	参考意見

7	<p>環境美化推進重点地区において、上記(5)の禁止事項の行為者への指導を行うため、指導員を設置することができると思いますが、</p> <p>①飼い犬の尿（電柱）に関してイエローチョークの利用はできないでしょうか？（我が家の前の電柱にひそかにやって2か月くらい経ちましたが効果あります。長年の汚れはとれませんが、新たな尿による汚れはありません）</p> <p>②喫煙所の設置と監視員は？たとえば、千代田区では喫煙所が千代田区のHP生活環境条例から見ることができ便利です。小平市はあるのか？なのですが、JTのサイトでは調べられますが、区の一覧（エリア別）はかなり便利です。吸える場所がすぐわかることで喫煙者のマナー向上にもなるかと…。条例に対しての意見と違ってしまったかとも思いますが、いい機会でしたので記入させていただきました。</p>	<p>イエローチョーク作戦については、参加者からは、フンだけでなく、尿やごみのポイ捨てに対しても一定の効果があるとの感想をいただいております、様々な対象への活用や、より多くの方にご利用いただけるよう、引き続き、周知啓発に努めてまいります。</p> <p>小平市内の公衆喫煙所の設置場所については、受動喫煙防止のリーフレットに掲載し、市民等に配布しております。</p> <p>また、本条例に定める環境美化指導員のパトロールにおいても、喫煙所以外の場所での喫煙者に対し、喫煙所の利用について働きかけを行っていくことを考えております。</p> <p>そのほか、他自治体の事例等を参考にしながら、より効果的な広報、周知啓発の方法について今後も検討してまいります。</p> <p>公衆喫煙所の設置については、受動喫煙の防止だけでなく、吸い殻のポイ捨てや歩きタバコの防止等のため、必要な施設であると捉え、現在、市内4か所に設置しております。</p> <p>現在設置していない場所については、これまでも設置に向けた検討を行っており、現状では適切な場所が確保できておらず設置に至っておりませんが、喫煙に係る社会情勢の変化等を注視しながら、引き続き検討してまいります。</p>	参考意見
8	<p>私は愛煙家の一人ですが東京都受動喫煙防止条例施行後、喫煙場所が制限されて不便を感じています。</p> <p>小川駅を利用していますが、喫煙場所がなく困っています。設置して頂けたらと思います。</p> <p>今回の条例案の(3)市民等の責務の⑤歩行中又は自転車……については、その通りだと思いますが、禁止してポイ捨てを減らすには、喫煙場所の整備が重要だと思います。</p> <p>愛煙家、タバコを吸わない方が心地よく住める環境作りを宜しくお願い致します。</p>	<p>公衆喫煙所の設置については、受動喫煙の防止だけでなく、吸い殻のポイ捨てや歩きタバコの防止等のため、必要な施設であると捉え、現在、市内4か所に設置しております。</p> <p>現在設置していない場所については、これまでも設置に向けた検討を行っており、現状では適切な場所が確保できておらず設置に至っておりませんが、喫煙に係る社会情勢の変化等を注視しながら、タバコを吸う方も吸わない方も双方が快適に過ごせるよう、引き続き検討してまいります。</p>	参考意見

小平市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例の意見等に対する対応状況

1 把握漏れ意見の概要

期間	令和2年5月25日（月）～令和2年6月24日（水）	
意見応募者数	1人（意見の件数2件）	
提出の方法	持参	—
	送付	—
	ファックス	—
	メール	—
	市ホームページ	1人

2 把握漏れ意見に対する対応状況

反映済み	1件
反映する	0件
反映しない	1件
参考意見	0件
その他	0件

3 把握漏れ意見に対する市の考え方

番号	意見等	市の考え方	対応
1-1	<p>「東京都の条例を基礎として新たに説明会等による近隣関係への住民への説明義務を規定した」とあるが従来の都条例と全体としてどのように変わったのかははっきりしない。</p> <p>関係住民から申し出があったときに説明の義務を負うのか。一定の期間内に申し出をしなかった場合には説明の義務を負わないということか。</p> <p>関係住民にとって一生のうちに一度遭遇するかどうかの出来事であり、素人である住民に計画の段階で申し出るというのは無理な話である。中・大規模開発と同じようにおしなべて説明を義務づけてほしい。</p>	<p>「都条例とどのように変わったかははっきりしない。関係住民への説明を義務づけてほしい。」との意見については、東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例第6条では近隣関係住民からの申出があったときは、説明会等の方法により近隣関係住民に説明しなければならないと規定しており、市条例第7条第1項では、説明会等の方法により近隣関係住民に説明しなければならないとし、事前の説明を義務付けております。</p> <p>また、同条第2項では、関係住民等からの申出があったときは、説明会等の方法により、説明しなければならないと規定しております。</p>	反映済み
1-2	<p>また、説明会等の「等」は不要である。最初に集めて説明せず、文書配布だけにしてお茶を濁すようなことをすると後々意志の疎通を欠いて住民と業者のしこりを残すことになる。</p>	<p>「説明会等の「等」は不要である」との意見については、東京都でも建築主が説明会又は戸別訪問による説明を行っており、説明会に参加できない方もいることから、「等」としております。</p>	反映しない

